

経営事項審査の改正(平成28年6月1日施行)について

〔主な改正点〕

- ① 平成28年6月1日以降の申請分から解体工事業の審査(評価)が追加されます。
- ② 平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間の申請分に経過措置が設けられます。

〔経過措置〕

- ① とび・土工工事業または解体工事業を申請された場合、「とび・土工工事業」、「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出します。

「改正法施行前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値は、『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』の解体工事業の次に表記されます。

<関係様式>

- **工事種類別完成工事高(別紙一)** → 新コード「**300**」を必ず使用し「とび・土工工事業」と「解体工事業」の完成工事高の合計額を記載してください。

※「申請書等記載例」参照

- **工事経歴書** → とび・土工工事の完成工事高に解体工事が含まれる場合は、解体工事業の許可の有無にかかわらず、とび・土工・コンクリート工事と解体工事に分けて作成し提出してください。
前期分(2年平均又は3年平均の場合)及び前々期分(3年平均の場合)の工事経歴書も同様に分けて提出してください。

- ② とび・土工工事業及び解体工事業を申請された場合、この2つの業種の資格を有する技術職員については、3業種まで評価することができます。

※建設業法第27条の2第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

<関係様式>

- **技術職員名簿(別紙二)** → 新コード「**99**」を活用してください。

記載例 「土木工事業 01」「とび・土工工事業 05」「解体工事業 29」 → 「01」「99」

※「業種コード一覧」参照

- ③ 平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の資格を有する技術者については、改正建設業法施行規則附則第4条の規定により、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者とみなされることとなります。このように解体工事業の技術者としてみなされる者については、新たに設けられた解体工事業の暫定資格コードを使用し評価対象とします。

<関係様式>

- **技術職員名簿(別紙二)** → 新コード「**11C**」「**21D**」等を使用してください。

※「資格コード一覧」参照

